

10年経験者研修の概要

1. 目的：個々の能力、適性等に応じた研修を実施し、教諭等としての資質の向上を図る。
2. 対象者：公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年（※）に達した者
 ※ 特別の事情がある場合には、10年を標準として3. の実施者が定める年数)
3. 実施者：任命権者
 （指定都市・中核市の県費負担教職員にあっては、当該市の教育委員会）
 ※ 市町村立中等教育学校にあっては、当該市町村の教育委員会（一部の場合を除く。）
 ※ 市（指定都市を除く。）町村立幼稚園にあっては、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会
4. 根拠法令：教育公務員特例法第24条等（平成15年度から実施）
5. 研修内容：3. の実施者が定める。
 （研修計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立）

文部科学省が法公布時に教育委員会に示した内容

I. 評価・研修計画書の作成等

- ・任命権者は、評価基準を作成
- ・校長は、評価基準に基づき、教頭や教務主任等を活用すること等により、評価案及び研修計画書案の作成を行い、教育委員会に提出
- ・教育委員会は、提出された評価案及び研修計画書案について必要な調整を行い決定

注 県費負担教職員については、評価及び研修計画書の作成は、都道府県教育委員会ではなく、市町村教育委員会が行う。

II. 研修の実施

①長期休業期間等の研修

日数：20日間程度※

場 所：教育センター等

ア 教科指導、生徒指導等に関する研修

講 師：ベテラン教員、指導主事

規 模：少人数形式

方 法：模擬授業、教材研究、ケーススタディー等

イ 適性に応じた得意分野づくり等の選択研修

方 法：社会体験研修、情報教育やカウンセリング、学習障害等についての専門的な研修

②課業期間の研修

日数：20日間程度

場 所：主として学校内

指導助言：校長、教頭、教務主任等

方 法：授業研究、教材研究、特定課題研究等

III. 研修実施後の評価

研修終了後も、引き続き教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましい。

※「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施に係る関係告示の整備等について」（20文科初第913号）（抄）

第4 その他

1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保

- この場合において、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について（通知）」（14文科初第575号）においては教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度（幼稚園については10日間程度）と想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。